

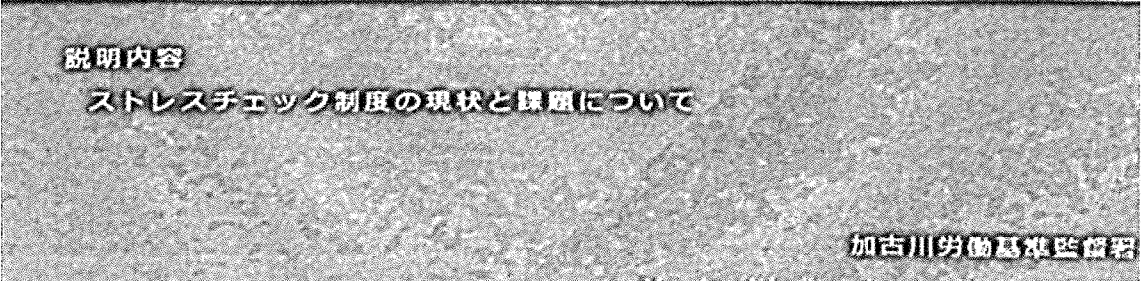


編集と発行
加古川労働基準協会
広報部
〒675-0031 加古川市加古川町北在家2006番地永田ビル4階
☎079-421-0102 FAX079-421-7601
E-mail info@kakogawa-kyoukai.com
https://www.kakogawa-kyoukai.com/
No.684 令和8年4月1日



令和7年度 加古川労働基準協会 衛生部研修会

(令和8年1月21日 ウェルネージかこがわ マリンガホール)



出所 令和7年度加古川労働基準協会衛生部研修会(ウェルネージかこがわ)

令和8年 年間スローガン 「危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔」

目次	令和7年度加古川労働基準協会衛生部研修会	2
	令和7年度加古川労働基準協会衛生部研修会	3
	監督署だより	4
	監督署だより	5
	5月度講習案内／6月度講習案内	6

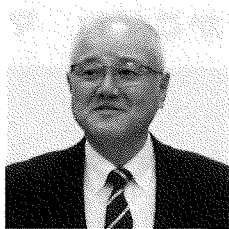
加古川労働基準協会 衛生部研修会の報告

令和7年度衛生部研修会が1月21日(水)ウェルネージかこがわ、マリナホールにて開催されました。当日の出席者は、33事業場52名の参加でした。

内容は、加古川労働基準監督署の内田署長様による来賓挨拶、同じく加古川労働基準監督署の中井安全衛生課長様による演題「ストレスチェック制度の現状と課題について」の安全衛生講話、最後に安全衛生コンサルタントの岸泰広様による演題「リスクに基づく自律的な労働災害防止」についての特別講演です。

1 開会挨拶 藤本衛生部長

日頃より労働安全衛生にご尽力いただき感謝申し上げます。近年、メンタルヘルスや化学物質管理など、求められる対策は高度化しています。本研修で理解を深め、ぜひ皆様の職場での実践的な取り組みにお役立てください。



2 来賓挨拶 内田署長様

「令和7年度の労働災害の発生状況について」

- ①加古川労働基準監督署管内の休業4日以上(新型コロナウイルス除く)の死傷者数は736人、死亡者数4人。前年比較では死傷者数57名増加、死亡者数2名増加
- ②兵庫県内の死傷者数は、微増傾向であるが管内の増加が県全体の数字を押し上げている側面がある。死亡者数は、県全体として20人台まで減少



3 安全衛生講話 中井安全衛生課長様

「ストレスチェック制度の現状と課題について」
＜労働者のメンタルヘルスの状況＞

- ①メンタルヘルス不調の未然防止の観点から、平成27年2月ストレスチェック制度導入



- (労働者50名未満の事業場は、令和7年5月改正労働安全衛生法により義務化※公布後3年以内に政令で定める日から施行)
精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、令和6年度には過去最高の1055件
- ②労災支給決定件数の上位10項目ではパワハラ、仕事内容、仕事量の大きな変化等
- ③精神障害の事業規模別の労災支給決定件数は、小規模事業場でも多く認定
- ④メンタルヘルス不調により連続1ヶ月以上休業又は、退職した労働者がいる事業場の割合は、近年1割超えて上昇傾向
- ⑤職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、事業規模関わらず8割程度
- ⑥職業生活で強い不安、悩み、ストレス内容は、仕事の失敗、責任の発生、仕事の量、対人関係、仕事の質等
- ⑦メンタルヘルス不調による病休期間、1回目は約3ヶ月、2回目は約5ヶ月
- ⑧事業所におけるメンタルヘルス対策の実施状況、50人以上の事業場は9割超え
＜ストレスチェック制度＞
 - ①一次予防：メンタルヘルス不調の未然防止、二次予防：早期発見・適切な対応、三次予防：職場復帰支援
 - ②ストレスチェック制度の大まかな流れ
ストレスチェック(義務)→検査結果を本人に通知→医師の面接指導(高ストレス者)→就業上の措置→メンタルヘルス不調を未然に防止
 - ③ストレスチェックの実施状況(令和5年時点)
◎労働者50人未満の事業所の実施割合：34.6%
◎労働者50人以上の事業所の実施割合：

81.7%

<全ての事業場への拡大>

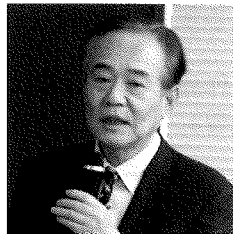
50人未満の事業場

- ◎ストレスチェック(努力義務→義務化)
- ◎集団分析、職場環境改善(努力義務継続)
- ◎50人未満の事業所に即した実施体制、実施方法についてのマニュアルの作成
- ◎地域産業保健センターの体制の強化
- ◎実施体制の整備をするための十分な準備期間の設定

4 特別講演 安全コンサルタント岸泰広様

「リスクに基づく自律的な労働災害防止について」

<化学物質による労働災害防止のための新たな規制>



①化学物質による労働災害防止

(従来)有機則や特化則など法令に定められての措置の実施→(今後)取扱う化学物質、危険性、有害性を確認しリスクを見積もり、リスク低減措置を検討実施

②未規制物質の対応

(従来)化学物質ごとの個別具体的な法令規制→(今後)リスクに基づく自律的な管理

③新たな規制における準備

- ◎各階層への教育(職長教育、安全衛生教育等)
- ◎専門スタッフ(化学物質管理者、保護具着用管理責任者)の選任
- ◎衛生委員会での審議(ばく露低減措置、健診結果と事後措置)

<SDS・ラベル表示による危険性・有害性の把握について>

①SDS(安全データシート)の入手

- ◎16項目記載(危険性危険有害性の要約、ばく露防止保護措置等)内容確認

②危険性または有害性の指標の種類

- ◎危険性の指標(定量的指標:引火点・爆発範囲、定性的指標:GHS分類・区分)
- ◎有害性の指標(定量的指標:許容濃度、濃度基準、定性的指標:GHS分類・区分)

<リスク定量的評価に対応する「CREATE-

SIMPLE法」を用いた化学物質リスクアセスメントについて>

①CREATE-SIMPLE法とは

- ◎4種類の化学物質のリスク「有害物質(吸入)のリスク、有害物質(経皮吸収)のリスク、眼や皮膚への局所影響、危険性(爆発・火災)」のリスク等をExcelファイルを用いてPC上で評価する手法、リスク低減措置の検討も可能

②CREATE-SIMPLEの手順

- ステップ1 …… 物性や危険性・有害性の確認
- ステップ2 …… ばく露限界値(8時間・短時間)の決定
- ステップ3・4 …… ハザードレベル及び管理目標濃度の決定
- ステップ5 …… 初期ばく露濃度の決定
- ステップ6 …… 6種類の補正係数の決定
- ステップ7 …… 推定ばく露濃度の算定
- ステップ8 …… 有害物質(吸入)のリスク(8時間・短時間)の判定
- ステップ9 …… リスク低減措置の検討
- ステップ10 …… リスクの再判定



建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。

※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

➤ 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。

➤ 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。

➤ 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考>

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- | | |
|---|--|
| <p>① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の
資材置き場で行った場合</p> | <p>当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)</p> <p>(注) なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。</p> |
| <p>② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合</p> | <p>当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。</p> |
| <p>③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合</p> | <p>当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。</p> |
| <p>④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合</p> | <p>当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)</p> |
| <p>⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間を利用して行った場合</p> | <p>当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)</p> |
- *以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

- 労働保険の年度更新では、
 - ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
 - イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
 - ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。
- 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

★令和8年度講習からWeb申込を開始します。申し込み手続きは、当協会のホームページをご覧ください。なお、従前の紙申請も可能です。

【令和8年5月度講習案内】

◎紙申請の手続きは次のとおりです。※2か月前から〔 〕月度講習予約票により、講習希望人数等をFAX予約して下さい。確定通知をFAX返信致します。
 ※確定通知FAX到着後4月20日迄に申込み手続きを行って下さい。※定員の関係で4月21日以降も申込みが可能な場合がありますので事務局までお問合せ下さい。

【技能講習等のお知らせ】

※技能講習申込み時に、学科試験結果通知用として返信用封筒1通が必要です。(110円切手貼付) 一般社団法人兵庫労働基準協会 加古川事務所

講習会名	開 催 日	開 催 場 所	定 員	料 金 (税込)		備 考	
第2回 フォークリフト運転 技能講習	学科	5月 7日	SHOWAグループ 市民会館	受講料	¥36,300	普通・準中型・中型・大型自動車 免許所持者 (上記免許証のコピーを添付)	
	実技	1班 5月 13日～15日		60名	テキスト料		¥1,650
		2班 5月 18日～20日			合計		¥37,950
第1回 玉掛け技能講習	学科	5月 12日～13日	SHOWAグループ 市民会館	受講料	¥26,400	該当する方は受講料¥24,200 (テキスト料除く) クレーン等免許・クレーン技能講習 (床上・小型移動式) 資格取得者	
	実技 予備日	5月 21日		60名	テキスト料		¥1,430
		5月 22日			合計		¥27,830

【特別教育等のお知らせ】

※受講料は会員価格となっております。非会員の方は受講料が¥2,200(税込)加算されます。

加古川労働基準協会

講習会名	開 催 日	開 催 場 所	定 員	料 金 (税込)		受講料	テキスト料	合計
第1回 自由研削といし特別教育	学科・実技 5月 11日	ポリテクセンター 加古川	60名	会員	¥8,800	¥1,320	¥1,320	¥10,120
				非会員	¥11,000			
第1回 リスクアセスメント教育 (基礎)	学科	5月 26日	SHOWAグループ 市民会館	60名	会員	¥8,800	¥1,760	¥10,560
					非会員	¥11,000	¥1,760	¥12,760
第1回 熱中症予防管理者労働衛生 教育	学科	5月 27日	SHOWAグループ 市民会館	60名	会員	¥7,700	※資料代含む	¥7,700
					非会員	¥9,900	※資料代含む	¥9,900

【令和8年6月度講習案内】

◎紙申請の手続きは次のとおりです。※2か月前から〔 〕月度講習予約票により、講習希望人数等をFAX予約して下さい。確定通知をFAX返信致します。
 ※確定通知FAX到着後5月20日迄に申込み手続きを行って下さい。※定員の関係で5月21日以降も申込みが可能な場合がありますので事務局までお問合せ下さい。

【技能講習等のお知らせ】

※技能講習申込み時に、学科試験結果通知用として返信用封筒1通が必要です。(110円切手貼付) 一般社団法人兵庫労働基準協会 加古川事務所

講習会名	開 催 日	開 催 場 所	定 員	料 金 (税込)		備 考	
第3回 フォークリフト運転 技能講習	学科	6月 3日	SHOWAグループ 市民会館	受講料	¥36,300	普通・準中型・中型・大型自動車 免許所持者 (上記免許証のコピーを添付)	
	実技	1班 6月 10日～12日		60名	テキスト料		¥1,650
		2班 6月 15日～17日			合計		¥37,950
第2回 玉掛け技能講習	学科	6月 10日～11日	SHOWAグループ 市民会館	受講料	¥26,400	該当する方は受講料¥24,200 (テキスト料除く) クレーン等免許・クレーン技能講習 (床上・小型移動式) 資格取得者	
	実技 予備日	6月 18日		60名	テキスト料		¥1,430
		6月 19日			合計		¥27,830
第1回 床上クレーン技能講習	学科	6月 15日～16日	SHOWAグループ 市民会館	受講料	¥30,800	該当する方は受講料¥28,600(テキスト料除く) 移動式クレーン免許・玉掛け・小型 移動式クレーン技能講習資格取得者 (上記免許証又は修了証のコピーを添付)	
	実技 予備日	6月 27日		60名	テキスト料		¥1,705
		6月 28日			合計		¥32,505

【特別教育等のお知らせ】

※受講料は会員価格となっております。非会員の方は受講料が¥2,200(税込)加算されます。

加古川労働基準協会

講習会名	開 催 日	開 催 場 所	定 員	料 金 (税込)		受講料	テキスト料	合計	
第1回 アーク溶接作業	学科	6月 8日～9日	ポリテクセンター 加古川	60名	会員	¥18,700	¥1,210	¥19,910	
					実技	6月 23日	非会員	¥20,900	¥1,210
第1回 保護具着用管理責任者	学科・実技	6月 24日	SHOWAグループ 市民会館	60名	会員	¥15,180	¥1,320	¥16,500	
					非会員	¥17,380	¥1,320	¥18,700	
第2回 職長教育 職長・安全衛生責任者教育 安全衛生責任者教育	職長、職長+安責 安責のみ	6月 18日～19日 6月 19日	SHOWAグループ 市民会館	60名	職長	会員	¥15,400	¥880	¥16,280
						非会員	¥17,600	¥880	¥18,480
					職長・安責	会員	¥17,600	¥1,650	¥19,250
						非会員	¥19,800	¥1,650	¥21,450
安全衛生 責任者	会員	¥4,400	¥770	¥5,170					
	非会員	¥6,600	¥770	¥7,370					
第1回 低圧電気取扱業務	学科	6月 4日	ポリテクセンター 加古川	60名	会員	¥14,300	¥770	¥15,070	
					実技	6月 5日	非会員	¥16,500	¥770
第2回 熱中症予防管理者労働衛生 教育	学科	6月 25日	SHOWAグループ 市民会館	60名	会員	¥7,700	※資料代含む	¥7,700	
					非会員	¥9,900	※資料代含む	¥9,900	

- ◆『〔 〕月度講習予約票』及び『受講申込書』はホームページよりダウンロードできます。
- ◆各技能講習・特別教育とも募集定員になり次第締切と致します。(ただし10名未満の場合は中止することもあります。)
- ◆申込み受付後は受講料の返金は出来ません。受講者の変更は必ず事前に申し出て下さい。18歳未満の方は受講出来ません。
- ◆実技講習の班分けは、予約時又は申込時に希望日を申し出て下さい。(業務の都合、やむを得ない事由等が発生した場合に限る)